

# 幼稚園教諭免許状取得の特例制度（附則第18項）による必要書類等について

## 1 必要単位

免許状の種類		一種	二種
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法	2	2
道徳、総合的な学習等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	1	1
	幼児理解の理解及び方法		
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
合計		8	8

（※）日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるようにすること。

・短期大学で修得した単位は一種免許状の申請には使用できません。

## 2 必要な実務経験

基礎資格取得後の次の学校・施設での良好な成績での通算3年以上（勤務時間合計が4320時間以上）の実務経験に限る。

- ①幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）での専ら幼児の保育に従事する職員としての実務経験
  - ②次の施設等で保育士としての実務経験
    - (1)認可保育所 (2)認定こども園 (3)公立の認可外保育施設 (4)幼稚園併設型認可外保育施設
    - (5)へき地保育所 (6)認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）
    - (7)\*「地域型保育事業」として認可された小規模保育事業の施設（A型及びB型に限る。）
    - (8)\*「地域型保育事業」として認可された事業所内保育事業の施設（利用定員が6名以上に限る。）
- \*印の施設は平成27年4月1日以降から適用。

## 3 必要申請書類

★印の書類はホームページからダウンロードできます。申請は窓口受付のみです

※「原本」と「写し」と記載されているものは、原本とそのコピーしたものの両方をお持ちください。

	書類名	備考
1	教育職員検定申請書 ★	
2	一種の場合：大学の卒業証明書 二種の場合：短期大学又は高等学校の卒業証明書	※「卒業証書」は不可。 ※専門学校・各種学校の卒業証明書は不可。
3	申請日時点での現職保育士等：人物・身体検定に関する証明書 ★ 申請日時点での現職以外：身体に関する証明書 ★	人物・身体証明：3か月以内のもの 身体証明：1年以内のもの
4	実務に関する証明書 ★	
5	認可外保育施設が交付されている「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の写しに、当該認可外保育施設の設置者が原本証明したもの	「認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設」において勤務した期間がある方のみ
6	学力に関する証明書〔請求先：単位を修得した大学〕	成績証明書は不可
7	保育士証の「原本」と「写し」	
8	所持する全ての教員免許状の「原本」と「写し」 ※紛失している場合は授与証明書の原本	すでに教員免許状をお持ちの方のみ
9	戸籍抄本又は戸籍謄本〔請求先：本籍地所在の市町村役所〕 戸籍抄本・謄本等は、2～8までの書類に記載されている氏名・本籍地都道府県名の戸籍から、現在の氏名・都道府県本籍地の戸籍までの経緯を確認できるものが必要です。	6か月以内のもの 申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合のみ。
10	郵便切手 490円	免許状送付用
11	手数料 5,600円（免許状1件につき） ※キャッシュレスの詳細については、大阪府/教員免許状HP 教員免許状関係手続内にある「参考リンク」の「(会計局HP)大阪府庁(本庁)の手数料納付窓口について」をご覧ください。	申請にかかる手数料です。書類審査の後、納付窓口にて現金またはキャッシュレス※（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）の支払方法により納付していただきます。

## 4. 注意

- ・本特例は、令和7年(2025年)3月31日までの期間に限り、申請ができます。
- ・申請時点ですでに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の教員免許を授与されている方は、必ず所持するすべての教員免許状の原本とコピーをご持参ください。紛失している場合は授与証明書の原本を提出してください。
- ・本特例を使って取得した教員免許が失効してしまった場合、令和7年(2025年)4月以降は同じ規定で再申請できません。